調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療用具の生産(輸入)等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の対象

薬事法の規定により、医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造業(輸入販売業)の許可を受けて、医薬品、医薬部外品及び医療用具の製造(輸入)する事業所。ただし、次の業種に属する事業所は調査対象から除外している。

- (1) 薬局開設者が当該薬局の設備及び器具をもって行う医薬品の製造業
- (2) コンドーム及び視力補正用レンズの製造業であって小分けのみを行うもの
- (3) 脱脂綿又はガーゼの製造業であって小分けのみを行うもの及び生理処理用品(脱脂綿のみからなるものを除く)の製造業又は輸入販売業であって大判製品のみの製造又は輸入を行うもの

3. 調査の期間

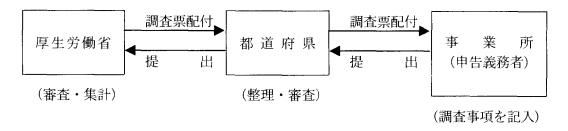
平成16年1月1日から同年12月31日

4. 調査事項

医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療用具の生産、輸入、出荷、輸出及び在庫の数量及び金額等。 上記のほか、医薬品を製造(輸入)する事業所は従業者(臨時従業者を含む)数。脱脂綿を製造(輸入)する事業所は原料の受入、引渡、製造工程投入及び在庫の数量。

5. 調査の方法及び報告義務

厚生労働省が都道府県を経由して申告義務者に配付する調査票用紙により行う。



6. 結果の集計

厚生労働省医政局において行った。

7. 利用上の注意

(1) 表章記号

-:単位未満のもの又は実績がないもの。

(2) 地域別

北海道:北海道

東 北:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東越静:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡

東海北陸:富山、石川、岐阜、愛知、三重

近 畿:福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中 国:鳥取、島根、岡山、広島、山口

四 国:徳島、香川、愛媛、高知

九 州:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) 用語の説明

生産金額:各製造所において調査期間に製造された最終製品(衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあっては大判製品)の生産金額です。この金額は生産数量を製造業者販売価格で評価した価格に消費税額を加えた価格です。

生産数量:各製造所において調査期間に出荷された最終製品(実生産医薬品にあっては医薬品の原 末及び原液、衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあっては大判製品)の生産数量です。この場 合において国家検定品はその合格数量をもって生産数量としています。

出荷金額:調査期間において自社製造(自製造所で管理している倉庫を含む)以外の他の場所への 出荷(販売による出荷、同一企業体内の他の製造所、営業所、他の場所にある倉庫への出 荷等)がなされた金額です。この金額は生産金額の評価方法に準じ評価した金額です。

製造所数(輸入販売営業所数):調査期間において最終製品(衛生材料の脱脂綿及びガーゼにあっては大判製品)の生産(輸入)、出荷又は月末在庫に異動があった製造所(輸入販売営業所)の数です。(月平均)

医療用医薬品: 医師若しくは歯科医師によって使用され、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品です。

その他の医薬品:医療用医薬品以外の医薬品です。

一般用医薬品:その他の医薬品のうち、配置用家庭薬以外の医薬品です。

配置用家庭薬: その他の医薬品のうち、主として配置用家庭薬に用いることを目的として供給される医薬品です。

輸入※:主として輸入された医薬品(原末、原液、バルク製品及び製剤原料を含む)から製造された医薬品です。

一貫製造:製造(小分けのみによる場合を除く)のうち、委託製造以外のものです。

委託製造:医薬品の製造工程の一部を他に委託した製造をいいます。

小分け: 医薬品又は医薬部外品の品質を変えることなく分割充填する製造行為をいいます。

常用従業者:調査月の月末現在において、実際に医薬品の生産(輸入)、管理、その他の業務に常 時従事する従業者です。たとえ、重役、理事者であっても医薬品製造(輸入)に関係ある 一定の職務に従事する者は常用従業者となります。(月平均)

臨時従業者:1カ月以内の期限を限って雇用される者及び日々雇用される者です。

実生産医薬品:原末及び原液のうち、生産数量が多量のもの又は繁用されているもの等について、

品目ごとに生産(輸入)数量、出荷数量及び月末在庫数量を把握するため選定された医薬

品です。

大判製品:原綿又は原反等から製造されたものであって、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。

